

青梅市告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により青梅都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和5年8月10日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画道路 3・5・12号青梅中央道線	追加する部分 青梅市今井4丁目地内  削除する部分 青梅市今井2丁目および4丁目各地内
青梅都市計画道路 3・4・13号青梅東端線	追加する部分 青梅市今井4丁目地内  削除する部分 青梅市今井4丁目地内

縦 覧 場 所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市役所5階 都市整備部土木課

以 上